

～ 森とびわ湖を結ぶ 笑顔で暮らせる豊かな農村 ～

広報

こうら

2018

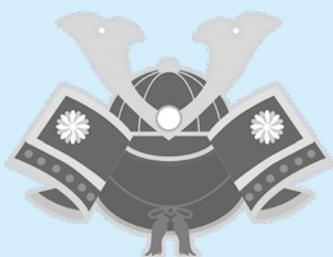


6

TOWN INFORMATION

甲良町ホームページ <http://www.kouratown.jp/>

初夏の薫風を浴びて



5 平成 30 年度リフォーム補助金について

13 古着回収のお知らせ

6 木造住宅耐震診断の募集

16 6月 24 日は滋賀県知事選挙の投票日です

9 児童手当制度のご案内

18 江州音頭フェスタ in しが 2018



高虎公ゆかりの藤まつり

5月5日、在士の八幡神社で、毎年恒例の「藤まつり」が開催されました。

オープニングには、在士高虎甲冑隊と厄子武者隊に加え、高虎公ゆかりの三重県津市から駆けつけた勢州津高虎隊が勇ましい甲冑姿でパレードを行い、お祭りを盛り上げました。

神社の境内ではバルーンショーや和太鼓の演奏、高虎公を題材にした剣舞などが催され、更に沿道には協力集落によるテント村が出店しました。

お祭りは大いに盛り上がっていました。



平成30年度 第1回甲良町まちづくり協議会開催

4月26日、役場2階会議室において、「甲良町まちづくり協議会」の全体会議が開催されました。

まちづくり協議会は、各集落の区長とむらづくり委員長で構成され、各集落のむらづくり活動の情報交換や集落を越えた課題について協議し、町への提案などが行われます。

今年度第1回目となる今回は、町長より各委員に委嘱状の交付が行われ、会長に松居 清三さん（金屋むらづくり委員長）、副会長に小林 三津廣さん（呉竹むらづくり委員長）が選出されました。

また、事務局からは、まちづくり協議会の運営体制、本年度の事業計画、空き家対策、まちづくり交付金、「コミュニティ助成事業などについての説明が行われました。



五月晴れのお田植祭



5月6日、甲良神社（法養寺）の御神田で、「第45回日光東照宮献穀お田植祭」が執り行われました。晴天に恵まれたこの日、早乙女3人が御神田に入りました。小学生の早乙女も大人の手助けを受けながら懸命に稲の苗を植えていました。

お田植祭は、甲良豊後守宗廣公顕彰会が毎年実施しているもので、御神田で収穫されたお米は日光東照宮に献穀されます。



田んぼの子たち

5月10日、甲良東小学校5年生の児童が北落の田んぼを借りて田植えを行いました。風が強く肌寒い日でしたが、児童は寒さに負けず、ぬかるむ泥の中で悪戦苦闘しながらも元気に苗を植えていました。秋の収穫が楽しみですね。



甲良町議会議員永年表彰 について

甲良町表彰規則により、左記の4名の方が甲良町議会議員永年表彰を受けられました。

これは、多年にわたり議員として活躍され、町政の伸展に寄与された功績をたたえ表彰するものです。



西澤伸明議員
平成12年2月5日から
在職満18年



建部孝夫議員
平成20年2月5日から
在職満10年



木村修議員
平成20年2月5日から
在職満10年



丸山恵二議員
平成20年2月5日から
在職満10年



平成30年度リフォーム補助金について（お知らせ）

甲良町では、平成30年度下記の通りリフォームに係る費用の一部について助成を行います。

【補助対象者】

町内施工業者（町内施工業者であることがわかる書類を提出していただきます）により30万円以上の費用を要する住宅のリフォーム（増改築など床面積が増える工事は除く）を行ったもの。

【補助金額】

リフォーム補助金（工事金額の20%に相当する額で上限20万円）

【今後の予定】

6月4日（月）から産業課において要綱・申込用紙の配布

7月2日（月）～31日（火）まで申込書の受付（申請先：産業課）

いずれの事業も8月中旬以降予定の交付決定後に着手可能（事前着手は不可）となります。

【注意事項】

※家電、雨戸、ふすま、エコキュートなど、消耗品・備品のみは交換は原則対象となりません。

※交付決定前に事前着工されている場合は補助の対象となりませんのでご注意ください。

※各申請に係る費用は補助の対象に含みません。

※各申請に係る必要書類の作成に必要な費用の返却は出来ませんのでご了承ください。

※申込順ではありません（申込者多数の場合、抽選の可能性有り）。

【その他】

新築助成及び空き家住宅等除却助成については、今年度より企画監理課が担当課となります。産業課は、リフォーム助成の取扱いのみとなります。

【問合先】 産業課 ☎ 38 - 5069



ありがとうございました。

大坂ガス株式会社様より、「小さな灯運動」の一環として、プロジェクター1台、絵本5冊、ラグ1枚を本町に寄贈頂きました。頂いた寄贈品は子育て支援に活用させていただきます。



大坂ガス株式会社様より
寄付を頂きました



集落のまちづくり活動、応援します （まちづくり交付金事業）

甲良町では、町内の自治会、およびまちづくり活動法人が主体的に取り組むまちづくり事業に対して、「甲良町まちづくり交付金」を交付しています。

まちづくり交付金は、集落のイベントや環境保全、世代間の交流、青少年の育成、伝統文化の保存・継承など、様々な事業に活用されています。



藤棚ライトアップ（在士）



魚つかみ大会（北落）



花壇の整備（長寺東）

【問合先】 企画監理課 ☎ 38 - 5061



甲良町園芸作物振興事業補助金について

甲良町では、園芸作物用パイプハウス（付帯設備含む）について、安心・安全で高品質な園芸作物（野菜・花卉・果実等）の安定的な生産供給体制を構築するため、下記の通り補助事業を行っていますのでお知らせします。交付申請書等は甲良町役場産業課にて配布しています。

申請者：個人・グループ・営農団体等

補助対象：園芸作物用パイプハウス（付帯設備含む）

補助金額：パイプハウス面積に対して2,000円/㎡

付帯設備（換気装置・自動給水装置等）は補助率1/2

パイプハウス、付帯設備合わせて500千円が補助金上限額

補助条件：パイプハウス新設に限る（修繕等については対象外）

交付決定後に事業に着手し、年度内（平成31年3月まで）にパイプハウス（付帯設備含む）設置が完了し、園芸作物を栽培出来る状態にあること

生産した園芸作物については、道の駅や野菜直売所等に出荷すること（交付申請書に確約書及び計画書の添付が必ず必要）

自家消費や園芸作物栽培用以外は補助対象外

【問合先】 産業課 ☎ 38 - 5069



木造住宅耐震診断の募集

甲良町では、滋賀県木造住宅耐震診断派遣事業に伴い、耐震診断の受付を行っております。この木造住宅耐震診断派遣事業を希望される方々につきましては、次の要件および耐震診断までの流れをご確認の上、申込みをお願いします。

診断費用については無料です。



対象木造住宅の要件

- ①昭和56年5月31日以前に着工され、完成している。
- ②延べ面積の1/2以上が住宅として使われている。
- ③階数が2階以下、延べ床面積が300㎡以下であること。
- ④枠組壁工法、丸太組工法および大臣認定工法（プレハブ工法）でない。

耐震診断の流れ

Step 1. 町の窓口へ申込み



申込み用紙に必要事項を記入の上、建築時期が分かる書類（建築確認済証の写し・固定資産税関係の写し等）を添えて町の窓口にお申し込みください。（受付時に説明致します。）

Step 2. 耐震診断決定通知



耐震診断が決定されると、町から決定通知書が届きます。

Step 3. 耐震診断の実施



決定通知書が届くと数日後「耐震診断員」の方から、診断日程の打合せ等の電話連絡があります。
耐震診断の実施：居住者の方へのヒアリングがあります。
（診断当日は「立ち会い」をお願いします。）

Step 4. 耐震診断結果

耐震診断結果書は、診断員がコンピューター等を活用し作成後審査機関の審査を経て、町から郵送され、耐震診断員がご説明に伺います。

- ※申込みから耐震診断結果までの流れは以上ですが、不明な点等がありましたらご連絡ください。
- ※耐震性が乏しい木造住宅につきましては、耐震改修を行うための概算費用につきましても算出します。
- ※耐震改修・バリアフリー改修の補助等もごございますので改修計画のあるお家についてもご連絡ください。

【問合先】 建設水道課 ☎ 38 - 5068



第60回 水道週間

6月1日(金)～6月7日(木)

「スローガン」

「水道水

安全 おいしい

」金メダル

水道の水は飲み水としてはもちろん、料理や洗濯、お風呂や水洗トイレなど、いろいろなところで使われています。

また、レストランや工場など、さまざまな場所に使われ、私たちの生活を支えています。毎日の暮らしになくてはならないものです。

私たちの生活が豊かになるにつれ、蛇口から出てくる水道水が当たり前となり、水道の大切さが忘れられようとしています。

6月1日から1週間は水道週間です。みなさんも大切な水道について考えてみてはいかがでしょうか。しゅっ。

みなさんの毎日の暮らしが快適に過ごせるよう、水道の水を上手に使ってください。

甲良町では、安全でおいしい水を供給するため、水道法に基づき定期的に水質検査を実施しています。

メーター検針にご協力を

水道のメーター検針を毎月の、月初めに行っています。ご使用になった水量を正確に検針して水道料金の算定をしています。水量の読み間違いなどが無いようにするために、水道メーター付近には、物を置かないなどのご協力を宜しくお願いします。

水道料金の口座振替手続はお済みですか？

皆さんは水道料金の口座振替の手続きはお済みでしょうか？

甲良町では、水道料金を口座振替にして頂けるよう推進しています。

まだ、お済みでない方・手続き等でお困りの方は、最寄りの金融機関または建設水道課までお越すください。ご協力をお願いします。

水道料金の口座振替について・・・

甲良町では、毎月月末（※月末が土・日・祝日等の場合は翌月の最初の平日）が水道料金の引落日となっております。水道料金を口座振替によりお支払い頂いている方は、引落日までに口座の残高をご確認の上、入金して頂きますようお願いいたします。

なお、月末に引落しが出来なかった場合につきましては、毎月15日に再度引落しとなっておりますのでご協力をお願いします。

宅内の漏水のチェックを！

漏水を確認するには、まず家中のすべての蛇口を閉め、水道メーター内の『パイロット』を確認してください。

パイロットが少しでも回転していればどこかで水が漏れている証拠です。

すぐに、町の指定給水装置事業者に修理を依頼してください。なお、甲良町給水装置事業者の

名簿は、建設水道課および町ホームページで公開しています。

こんな時は、水道の手続きを忘れずに

- ① 転居・転出などで使用を中止する場合
- ② 新たに、給水を開始する場合
- ③ 水道使用者の死亡等で名義変更する場合
- ④ ③につきましても、役場建設水道課へお問い合わせください。



パイロット

【問合先】

建設水道課 ☎ (38) 5068



児童手当制度のご案内

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を社会全体で応援するという趣旨のもとに父母等保護者に支給するものです。

1. 児童手当について

○支給対象 中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

○支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人あたり月額）
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律 10,000円
所得制限限度額以上	一律 5,000円



○支払時期：原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれ前月分までの手当を支給します。

2. 現況届について（毎年6月に提出）

○現況届について

- ・6月分以降の児童手当を受けるには、現況届が必要です！
- ・現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月以降も引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうか確認するためのものです。
- ・この届出がないと6月以降の支払いが受けられなくなりますので、ご注意ください。



【現況届に必要な添付書類】

○請求者が被用者（サラリーマンなど）の場合
→健康保険被保険者証の写し（勤務先名記載）など

この他にも、必要に応じて提出していただく書類があります。

○提出期限：平成30年6月29日（金）まで

3. その他の届出 こんな時は15日以内に申請が必要です！

- お子さんが生まれた時
- 他の市区町村に住所が変わった時
- 児童を養育しなくなった時
- 公務員になった時
- 児童の住所が変わった時
- 振込先の口座が変わった時

【問合せ先】 住民課 ☎38-5063



国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の追納をお勧めします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から納める（追納）ことができます。ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せられます。

- ・一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- ・老齢基礎年金をすでに受給されている方は、追納できません。
- ・追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることとなります。

※追納のお申込み・ご相談はお近くの年金事務所へお願いします。



【問合せ先】 彦根年金事務所 ☎22-1114



応急手当普及員養成講習会を開催します

〈内容〉 応急手当普及員とは、事業所または防災組織等において応急手当の指導を行うことができる資格です。

〈日時〉 平成30年8月6日（月）から8日（水）までの3日間
各日 8時30分から17時10分まで

〈場所〉 彦根市消防本部

〈対象〉 彦根市・犬上郡の事業所または防災組織等に属し、応急手当の指導に従事する者。

〈費用〉 無料（ただし、テキスト代として4,000円程度が必要となります。）

〈定員〉 20名（先着順）

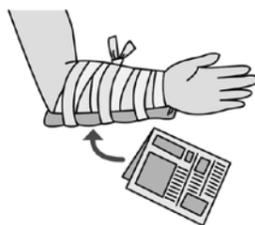
〈申込期限〉 平成30年6月1日（金）から平成30年7月13日（金）まで

ただし、定員になり次第受付を終了します。

〈問合せ・申込先〉

彦根市消防署本署 救急係 ☎22-9119

詳しくは彦根市ホームページ <http://www.city.hikone.shiga.jp/index.html> をご覧ください。



平成30年度 甲良町スズメバチの巣駆除費補助金について

スズメバチの巣撤去のため業者に支払った費用に対して、その費用の一部を補填します。

●補助の対象となる巣

現にスズメバチが活動している巣および営巣しているもの（アシナガバチやミツバチなどスズメバチ以外の巣は対象外）

●補助対象者

次のいずれかとする。

- 甲良町内においてスズメバチが営巣する土地または建物を所有し、管理し、または借用する者で駆除業者に依頼をして巣の駆除を行った個人（事業者を除く）
- 甲良町内においてスズメバチが営巣する土地または建物を字で管理する自治会

●補助金の額

・上記補助対象者（1）

甲良町に住民登録がある者		甲良町に住民登録がない者
課税世帯	非課税世帯やそれに準じる世帯	基準額の1/2または 実費用の1/2の安価な額
基準額の1/2または 実費用の1/2の安価な額	撤去業者への支払額 (ただし、基準額が上限)	
ただし、基準額は6万円とする。		

・上記補助対象者（2）

基準額の1/2または実費用の1/2の安価な額

●申請について

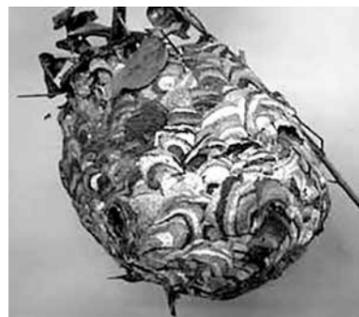
下記を住民課まで提出ください。

【申請に必要な添付書類】

- 申請書（住民課まで取りに来てください）
- 領収書の写し（氏名、駆除年月日、駆除費、駆除業者の印が記載されているもの）
- 駆除前後の写真（巣の周り付近と巣）
- 巣の位置図（手書きでも構いません）
- 住民票の写し（住所確認の承諾書があれば添付の必要はありません。）

●蜂の巣の例

・スズメバチ



・アシナガバチ（対象外）



・ミツバチ（対象外）



【問合せ先】 住民課 ☎ 38 - 5063

平成30年度 甲良町太陽光発電システム補助金について

○補助対象者

甲良町内に住民登録があり（転居予定者を含む）、甲良町内に対象となる住宅を所有しており（所有予定者を含む）、町税等の滞納がなく、過去にこの補助金の交付を受けた事がない方。

○補助対象設備

発電した電力が住宅において消費する電力を上回った場合、余剰電力を電力会社に提供するもの。

○補助金額

1kw当たり3万円を乗じた額とし、10万円を限度とします。

○申請期間

平成31年2月28日（木）まで。

○注意点

- 平成30年度内に工事が完了できること。
- 対象となる住宅が共有名義であっても、複数人による申込みはできません。
- 必ず補助金の交付決定後に工事着工してください。交付決定前に着工した場合、補助の対象になりません。

【問合せ先】 住民課 ☎ 38 - 5063

平成30年度 甲良町生ごみ処理容器購入補助金について

●補助対象

- 次の（1）～（3）のすべてに該当する個人が対象です。
 - 甲良町に住民登録がある方
 - 処理容器を設置できる場所を有する方
 - 処理容器をその用法に従い使用し、適切な管理が行える方
- 対象となる処理容器は、以下（1）（2）に該当するものとします。ただし1世帯につき1基を限度とし、破損または耐用年数（概ね4年）を経過したものについては改めて申請できることとします。
 - 生ごみの容積を減少させ再資源化できる処理容器
 - 耐久性があり衛生的であるもの

●申請方法（下記必要書類を住民課まで提出してください）

- 交付申請書（住民課まで取りに来てください）
- 生ごみ処理容器の領収書の写し
- 販売証明書もしくは仕様書
- 身分証明書（免許証の写し）

●補助金の額

補助対象処理容器	補助対象費用	限度額
コンポスト	購入費用の1/2	2,000円
ボカシ（2個1組）		20,000円
生ごみ処理機		

※ただし、100円未満の端数は切り捨てです。

●生ごみ処理機の種類

かくはん、加湿、乾燥、微生物による分解等を行うことにより、生ごみを処理する機器で、手動または電動によるもの。（ディスポーザー方式のものは除きます。）メーカーは問いません。



【問合せ先】 住民課 ☎ 38 - 5063



甲良町 し尿収集カレンダー 【平成30年7月】

日(曜日)	午前 / 集落	午後 / 集落
2日(月)	呉竹①・小川原①	呉竹①・小川原①
3日(火)	小川原①・呉竹①	小川原①・呉竹①
4日(水)	小川原①・呉竹①	小川原①・呉竹①
5日(木)	—	不 定 期
6日(金)	尼子①・呉竹①	尼子①・呉竹①
9日(月)	正楽寺①・法養寺①②	正楽寺①・法養寺①②
10日(火)	長寺西①・長寺東①	—
11日(水)	長寺西①・長寺東①	長寺西①・長寺東①
13日(金)	下之郷②・北落①②③・呉竹①	下之郷②・北落①②③・呉竹①
17日(火)	池寺①②	—
18日(水)	金屋①②③・在士①	金屋①②③・在士①
20日(金)	長寺西②・長寺東②・呉竹①	不 定 期
23日(月)	長寺西②・長寺東②	長寺西②・長寺東②
24日(火)	長寺西②・長寺東②	—
25日(水)	小川原②③・呉竹②③	小川原②③・呉竹②③
27日(金)	小川原③・呉竹③	不 定 期
31日(火)	長寺西③・長寺東③	長寺西③・長寺東③

※「—」の日時は、他町の集落の収集日となっています。
 ※不定期でお申込みの方は、原則として不定期日での収集となります。
 ※集落名の後にある○印の数字は、お申込みいただいた収集回数を表示しています。
 ①は1ヶ月に1回、②は2ヶ月に1回、③は3ヶ月に1回でのお申込みを表し、「呉竹①」とある場合は1ヶ月に1回で申込みいただいた呉竹のお宅を収集させていただきます。
 なお、収集予定のない集落等については、翌月以降の収集となります。
 ※1月に2回でお申込みの場合は、原則1回目を同集落の月1回と同じ日に、2回目を1回目の15日後(2～3日は前後します)に収集させていただきます。

【問合先】 クリーンライフ湖東(有限責任事業組合) ☎35-5205 FAX 35-5206



古着回収のお知らせ

日 時 平成30年7月7日(土)
 午前8時30分～午前10時30分
 ※小雨は決行します。延期はしません。中止の場合は午前8時に防災無線で連絡します。

場 所 甲良町公民館前駐車場

○搬入時間帯により混雑することがあります。会場内の誘導ルールに従い交通安全に気を付けてください。

回収できるもの 使用できる古着・タオル・くつ・カバン

※上記以外の物は回収できません。

お 願 い 中が見える袋に古着・くつ・カバンをそれぞれ分けて出してください。
 回収できるものはそのまま再利用しますので、裁断等しないでください。

【問合先】 住民課 ☎38-5063



粗大ゴミ収集のお知らせ ～まちをきれいに～

◎日 時

西学区		東学区	
平成30年6月30日(土)	非金属	平成30年6月30日(土)	金 属
平成30年7月 7日(土)	金 属	平成30年7月 7日(土)	非金属

当日午前8時までに排出してください。当日以外の排出は絶対にやめてください。
 各字で粗大ゴミの案内チラシがある場合、そちらを参考にしてください。

◎収集場所

字名	集積場所	字名	集積場所
在 士	在士草の根ハウス前	金 屋	金屋農業組合倉庫前
下 之 郷	下之郷スポーツ公園前駐車場	正 楽 寺	正楽寺草の根ハウス前
尼 子	甲良西小学校西側駐車場	池 寺	池寺農業組合格納庫前
尼子出屋敷	JA全農しが彦根農機センター駐車場(東側)	長 寺 東	長寺東農機具格納庫前
呉 竹	呉竹センター第1駐車場	長 寺 西	老人憩いの家東側駐車場
小 川 原	小川原東部三叉路	法 養 寺	法養寺農業倉庫格納庫前
北 落	北落農機具格納庫前	横 関	横関農業組合倉庫前

◎収集できるゴミ

1. 金属ゴミの種類

自転車・一輪車・ストーブ・温風ヒーター・湯沸器・コンロ・ガス台・アンテナ
 鉄パイプ・トタン・フェンス・金属製衣装箱・金属製本棚・窓枠(ガラスは外す)
 炊飯器・空のドラム缶・その他電気製品(下記(注)の電気製品等は収集できません)

2. 非金属ゴミの種類

木質類(例:家具類・机・椅子・タンス・建具 など)
 その他(例:プラスチック類・玩具・クッション など)
 特殊混合物(例:ソファ・座椅子・電動マッサージ器・スプリングありのマットレス・チャイルドシートなど)

(注) 粗大ゴミとして収集できないゴミ

家電4品目(エアコン・冷蔵庫・洗濯機・テレビ)・パソコン・自動車・バイク・タイヤ・タイヤホイール・ガスボンベ等危険物・消火器・畳・ふとん・じゅうたん・育苗箱・あぜ波・農機具(トラクター・コンバインなど)・液体・液状の物

非金属ゴミ収集の際、収集場所が木質類、その他(プラスチック類等)、特殊混合物に分かれていますので、分別して排出してください。分別がされていない場合は回収できない事があります。

【問合先】 住民課 ☎38-5063



【知ろう・学ぼう 人権の法律】 ～差別のない社会をめざして～
「人権問題解決に向けた取り組みに大きな影響を与える法律が施行されています。」

『部落差別の解消の推進に関する』法律

2016年12月16日施行 法律第109号

〈目的〉

第一条 この法律は、**現在もなお部落差別が存在する**とともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、**部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題**であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、**部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現**することを目的とする。

〈基本理念〉

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

〈国及び地方公共団体の責務〉

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

〈相談体制の充実〉

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

〈教育及び啓発〉

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。



〈部落差別の実態に係る調査〉

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

～この法律のポイントは？～

- ☆現在もなお部落差別が存在するとの認識が法律で新たに示された。(第一条)
- ☆部落差別は日本国憲法に照らして「許されないもの」「解消すべき重要な課題である」と明記された。(第一条)
- ☆部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性が明記された。(第五条)

～さまざまな差別解消法の施行～

- ☆障害者差別解消法 (2016年4月1日施行)
- ☆ヘイトスピーチ解消法 (2016年6月3日施行)



「皆様のご意見をお待ちしています！」
～彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画（素案）について～

彦根愛知犬上広域行政組合では、昨年度、愛荘町竹原区を新たなごみ処理施設の建設候補地とすることを決定し、現在施設整備に関する基本計画の策定を進めております。

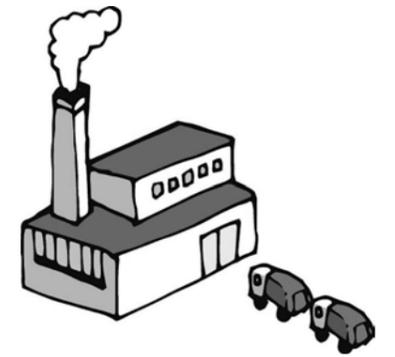
つきましては、この度計画（素案）がまとまりましたので、皆様のご意見を広く取り入れるため意見募集を行うこととしましたので、下記の方法によりお寄せください。

お寄せいただいたご意見等は、現在別途設置している彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会の考え方とともに整理したうえで組合ホームページなどで公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

素案の公開場所

- ・彦根愛知犬上広域行政組合 窓口およびホームページ
- ・彦根市 生活環境課 (彦根市役所彦根駅西口仮庁舎 3階)
- ・愛荘町 行政相談コーナー (愛荘町役場愛知川庁舎1階) 町民ホール (愛荘町役場秦荘庁舎1階)
- ・豊郷町 住民生活課 (豊郷町役場1階)
- ・甲良町 住民課 (甲良町役場1階)
- ・多賀町 産業環境課 (多賀町役場1階)



意見等の募集期間

平成30年6月20日(水) ～ 平成30年7月20日(金)

意見等の提出方法

直接持ち込み、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で下記までご提出ください。

提出先・お問い合わせ先

彦根愛知犬上広域行政組合 建設推進室
 〒529-1161 滋賀県犬上郡豊郷町大字四十九院1252番地 「豊栄のさと」内
 電話 0749-35-0015
 FAX 0749-35-4711
 E-mail genaiken.kouiki@jupiter.ocn.ne.jp

- 【補助金額】
住宅新築補助金 (取得金額の10%、上限20万円)
住宅除却補助金 (事業に要する金額の20%、上限20万円)
- 【申請期間】
6月1日(金)～29日(金)
- 【申請先】
企画監理課
- 【注意事項】
※交付決定前に着工されたものは対象外です。
※申請に必要な対象外です。
※申請者多数の場合抽選となります。
- 【問合先】
企画監理課 ☎38-5061

左記のとおり住宅の新築、除却費用の一部について助成します。



平成30年度住宅新築・
除却補助金について



甲良町文化協会の紹介

甲良町文化協会、各団体の活動をご紹介します

団体名	活動内容	練習・製作等の日程
下之郷詩吟クラブ	甲良町文化祭・下之郷老人会・五十吾（いそつげ）神社祭りへ参加し、詩を吟じています。	月3回月曜日
金屋詩吟クラブ	関西詩吟文化協会滋賀吟詠嘉峰会に所属し、その教本を基に詩吟の練習をしています。多賀大社奉納吟詠大会や滋賀県伝統芸能フェスティバルで発表しています。レクリエーションも兼ねた吟詠発表会や懇親会を行っています。	毎月第1・第2・第4月曜日 15時から約1時間
長寺詩吟同好会	錦城会彦根支部の温習会（発表会）や町文化祭で詩を吟じます。	毎週水曜日 19時30分～21時30分
甲良町踊り友の会	師範の指導により日本舞踊の稽古をしています。老人クラブへの慰問活動、町や字の文化祭等で発表しています。	毎週水曜日
甲良町古文書学習クラブ	江戸時代の文書の解説を行っています。町文化祭での研究発表・課外研修を実施しています。	毎月20日 (但し20日が土日休日の場合は翌日)
甲良町老ク連生活文化クラブ	・高齢者にやさしい料理づくり ・生活習慣病予防減塩料理の食事を考える会 ・珍しいものづくり体験 ・高齢者が簡単に作れるおやつづくり ・自他の健康管理と介護予防のお話しと実践。等の講座を開催しています。	5月・7月・9月・12月・2月
甲良町墨絵クラブ	参考スケッチ画に基づいて描いています。野外写生も行っています。尼子駅コミュニティハウスで作品展示をしています。	毎週第2木曜日
甲良町読書グループ	年6回の読書会と年2回（春と秋）の文学散歩をしています。町文化祭と図書館祭りで活動状況のパネル展示をしています。	不定期
甲良町朗読クラブ	正しいアクセントで心に響く朗読をするため、講師により指導を受け、発声練習や様々な作品の研究をしています。町文化祭・Gネット滋賀・ひだまり25周年発表会などで発表しています。	毎月第1・第2月曜日 19時30分～21時20分
甲良町囲碁倶楽部	週2回の例会を行っています。	毎週火・金曜日午後
呉竹合唱団	流行歌・童謡・懐メロ等、いろいろなジャンルの歌を中心に合同練習を行っています。彦根の合唱団と合同練習を予定しています。	毎月2回
尼子喜楽会女性部	押し絵や羽子板などいろいろな小物を作っています。	7月・9月・2月
甲良町レクダンスクラブ	レクリエーションダンスを楽しみながら、体力の維持と会員同士の親睦を図ることを目的とするクラブです。	毎週第2金曜日 第4月曜日

新規会員を募集しています。

参加希望、活動時間、会費など、その他詳しくは教育委員会までお問い合わせください。

【問合先】 教育委員会 ☎ 38 - 3315



6月24日（日）は滋賀県知事選挙の投票日です

投票所入場券

個人ごとに郵送しますので、郵便事情によっては、ご家族の中でも届く日が異なる場合がありますので、ご了承ください。

万一、紛失したり、忘れた方は、投票時に受付で申し出れば投票することができますので、棄権することなく貴重な一票を投票してください。

投票のできる人

(① ②両方とも満たす方)

① 日本国民で選挙の日に満18歳以上の方（平成12年6月25日以前に生まれた方）

② 平成30年3月6日以前から引き続き本町内の住民基本台帳に登録され、選挙人名簿に登録されている方

※平成30年3月7日以後、滋賀県内の市町から本町に転入された方（前住所地の選挙人名簿に登録されている人）は、前住所地での投票になります。その際には、引き続き滋賀県内に住所を有することの確認が必要となりますので、お時間をいただく場合がございます。

期日前投票制度

投票日当日（6月24日）、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで投票所へ行けない方は、期日前投票をご利用ください。なお、期日前投票の際には、一定の事由に該当すると見込まれる旨の「宣誓書」を期日前投票所で記載してから投票となります。

※投票入場券の裏面に宣誓書を印刷していますので、事前に記載して持参いただくとスムーズに投票できます。

【期日前投票ができる期間】

6月8日（金）から6月23日（土）までの午前8時30分から午後8時までで、土曜日・日曜日も投票できます。

【期日前投票ができる場所】

甲良町期日前投票所（甲良町役場第3会議室）

投票入場券が届いていましたら、裏面の「宣誓書」に必要事項を記載の上、ご持参くださるようお願いいたします。

不在者投票制度

出張や旅行中の方は、あらかじめ甲良町選挙管理委員会に投票用紙等を請求し、滞在地の選挙管理委員会でも投票することができます。

入院中の方は、病院で不在者投票ができますので、病院を通じて投票用紙を請求してください。投票できる病院は指定されていますので、病院、町選挙管理委員会へお問い合わせください。

また、老人ホーム等の指定施設でも投票することができます。

開票

6月24日（日）午後9時10分から甲良町公民館2階多目的ホールで行います。

投・開票速報

甲良町防災無線で、投票日当日に投開票状況をお知らせします。

【問合先】 選挙管理委員会事務局（総務課） ☎ 38 - 3311



くらしのかわら版

問…問い合わせ 申…申し込み先

◆彦根工業高等学校「親子ものづくり体験教室」

彦根市および犬上郡内の小学生の親子を対象に、夏休み自由研究応援企画として、高校生が教える「親子ものづくり体験教室」を開催します。詳細は各小学校配布のチラシまたは彦根工業高校のホームページ <http://www.genkou-h.shiga-ec.ed.jp> をご覧ください。

■日時：7月21日(土) 9:30～11:30、13:00～15:00

■場所：彦根工業高校

■申込締切：6月29日(金)

問 彦根工業高等学校 ☎28-2470

■修業年限：2年間(2018年10月～2020年9月)

■入学資格：60歳以上の県内居住者(平成30年10月1日現在)

■出願期間：平成30年6月1日(金)～7月31日(火)

■授業料：5万円/年

詳細については http://www.e-biwako.jp/04_daigaku/ または問合先へ

問 滋賀県レイカディア大学米原校 ☎0749-52-5110

◆「青少年国際交流キャンプ」参加者募集!

日本中・世界中にともだちができるかも、日本一の山で交流キャンプやりませんか? 富士登山やキャンプを通じて仲間の大切さを学びましょう。

■募集定員：100名(日本人80名、外国人20名)

■場所：静岡県立朝霧野外活動センター

■内容：富士登山、キャンプ、ハイキングなど

■期間：平成30年7月31日(火)～8月4日(土)

■対象者：小学3年生～中学3年生

■申込締切：平成30年7月5日(木) 参加費等詳細については <http://www.kskk.or.jp/>

または問合先へ

問 公益財団法人 国際青少年研修協会 ☎03-6417-9721

◆6月は転倒災害防止重点取組月間です

職場での転倒災害は誰にでも身近で起こりやすい最も発生件数の多い災害です。

厚生労働省では転倒災害を撲滅するため「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進し、転倒災害防止のための特設サイトを開設しておりますのでご参照ください。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

問 彦根労働基準監督署 ☎22-0654

◆不正改造は犯罪です

6月は「不正改造車を排除する運動」の強化月間です。

詳しい情報はこちらから「<http://www.tenken-seibi.com>」

不正改造車を見かけたら下記まで情報をお寄せください。

問 「不正改造車・黒煙110番」 ☎077-585-7252

滋賀運輸支局検査・整備・保安部門



とうけいトピックス

工業統計調査を実施します

経済産業省(滋賀県・甲良町)では、我が国の製造業の実態を明らかにすることを目的に平成30年工業統計調査(29年実績)を6月1日現在で実施します。

調査対象は甲良町内にある従業員4人以上の製造業の事業所(会社・個人事業所を含む)で、調査結果は、産業施策や各白書、地方交付税算定などの基礎資料として活用されます。

工業統計調査ではインターネット回答を利用することができます。回答の際には、24時間入力・保存・送信が可能なインターネット回答をぜひご利用ください(回答用フォームへのログイン情報は調査票と一緒に配布します)。

なお、調査の対象は従業員4人以上の事業所ですが、調査対象かどうかの確認のため、4人未満の事業所にも調査員が訪問します。

皆さまの調査へのご理解・ご協力をお願いします。

インターネット回答期限：6月7日(木)

※インターネット回答がなかった事業所には、調査員が調査票の回収に伺います。



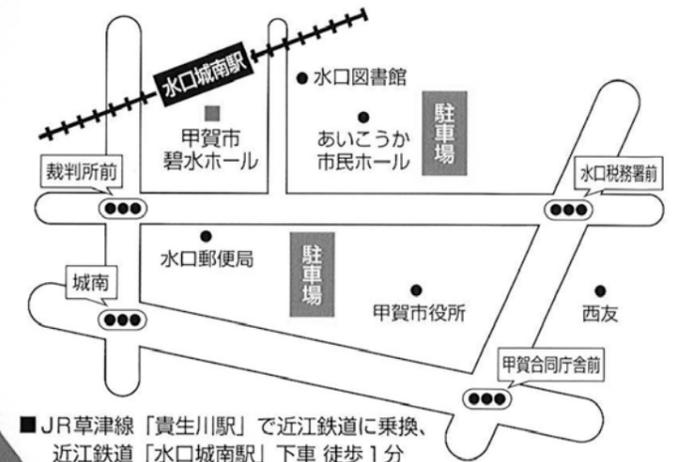
【問合先】 企画監理課 ☎38-5061



江州音頭フェスタ in しが2018

日時 **6月24日(日)**
13:00～17:30

場所 **甲賀市碧水ホール**
(甲賀市水口町水口5671 TEL 0748-63-2006)



■JR草津線「貴生川駅」で近江鉄道に乗換、近江鉄道「水口城南駅」下車 徒歩1分

主催：滋賀県江州音頭普及会(滋賀県観光交流局内 TEL 077-528-3741)

天使のほほえみ 1歳のおたんじょうびおめでとう!



こすぎ ゆきね
小菅 幸音ちゃん
6月1日生(池寺)



かたおか あおと
片岡 碧人ちゃん
6月9日生(金屋)



のせ あらた
野瀬 新太ちゃん
6月18日生(北落)



平成30年8月号『天使のほほえみ』への掲載希望(H29年8月生のお子さん)の方は、6月20日(水)の「乳児の10か月健診」時に写真をご持参ください。写真の裏にお子さんの名前(ふりがな)、生年月日、住所をご記入ください。
【問合先】 企画監理課 ☎38-5061 / 保健福祉課 ☎38-3314

《甲良町児童クラブから夏休みの入所申請のお知らせ》

今年度も夏休みの入所申請を受け付けます。詳しくは、学校を通して案内を配布しますのでご確認ください。申込みに必要な書類は、東西児童クラブ、子育て支援センターでお渡ししますので期限までに提出してください。

実施期間 7月20日(金)～8月31日(金)
 土日・お盆休み除く(土曜日は、希望保育になります)
 対象児童 甲良町の小学校に在籍している児童で、保護者が昼間就労などにより、家庭保育できない児童

申請書提出締切日 6月20日(水) 期限厳守



6月のひろばのお知らせ

「出前遊びのひろば」のお知らせ

皆さんお住まいの近くまで、子育て支援センターの保育士が出向いて、楽しい親子遊びをします。お孫さんをお育てのおじいちゃん、おばあちゃん、パパの参加も大歓迎です。

西学区 呉竹地域総合センター 6月20日(水)
 東学区 長寺地域総合センター 6月25日(月)
 対象 町内在住の未就園児と保護者(または保護者にかわる方)
 時間 10:00～11:30
 持ち物 水筒・タオル・紙おむつ ウエットティッシュなど
 ※参加申込みは、子育て支援センターまで



七夕飾りを作しましょう!

かわいい七夕飾りを作り、みんなの夢がかなうよう、短冊に願いを書きましょう!

対象 町内在住の未就園児と保護者(または保護者にかわる方)
 日時 6月27日(水) 10:00～11:30
 場所 子育て支援センター
 持ち物 水筒・タオル・紙おむつ ウエットティッシュなど

※材料はこちらで用意します。
 ※参加申込みが必要です。

6月の親子ふれあい教室

今月から、親子ふれあい教室が始まります。初回は、下記の日程で開催します。

教室名	こあら教室 0歳児	うさぎ教室 1歳児	ぺんぎん教室 2・3歳児
日時	11日(月) 10:00～11:00	15日(金) 10:00～11:30	18日(月) 10:00～11:30
場所	子育て支援センター		

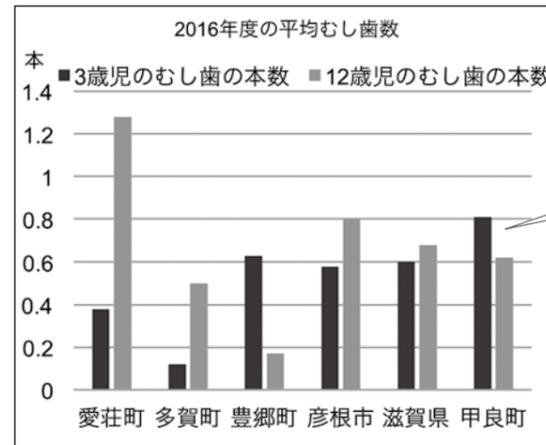
※親子ふれあい教室は、年間の参加申込みが必要です。まだ、申込みをしておられない方や、内容についてのお問合せは、子育て支援センターまでお気軽にご連絡ください。

【問合せ先】 子育て支援センター(ほっと館) ☎38-8003

保健だより

6月4日～10日は、「歯と口の健康週間」です!
 親子で歯の健康について考えてみましょう!!

甲良町では、5歳児から中学校3年生まで全学年でフッ化物洗口をしています。その効果があり、12歳(中学1年生)では、県の平均よりむし歯の本数は少なくなりました。しかし、3歳児のむし歯はかなり多い状況です。



3歳児は乳歯が生えそろう時期ですが、5人に1人はむし歯を持っています

子どもの歯を守るのは大人の役割です!!

グラフから分かることは

- ①「フッ化物洗口」の効果
フッ化物洗口を小学校の全学年で実施している甲良・豊郷町ではむし歯の本数が少なくなっています。
- ②しかし、フッ化物洗口だけではむし歯は100%予防できません。

【むし歯予防の3つポイント】

- ①ていねいに歯をみがいてむし歯の原因である歯垢(しこう)を取り除くこと
- ②お菓子のダラダラ食べをしないこと
- ③ジュースのダラダラ飲みをしないこと



健康だより

がんの早期発見のために定期的に検診を受けることが大切です!

滋賀県と甲良町のがん検診受診率
 (「平成28年度滋賀県におけるがん検診実施状況より」)

	甲良町	滋賀県	甲良町の順位
胃がん	8.1%	2.7%	1位
肺がん	31.2%	25.1%	2位
大腸がん	23.3%	17.3%	2位
乳がん	34.4%	22.2%	2位
子宮頸がん	34%	26%	1位

甲良町は県内で高い受診率ですが、まだまだ受診されていない方もおられます。

がんは早期の段階では自覚症状がないため、検診を受けないと発見できません!

5月に検診を受けておられない方は今年度中に受診しましょう!!

8月・9月・11月にがん検診があります。また、乳がん・子宮頸がん検診は医療機関でも受診できます。

*詳細は4月に全戸配布した『平成30年度甲良町がん検診日程一覧』をご確認の上、お申し込みください。



【問合せ先】 保健福祉課 ☎38-3314



温水プール・香良の湯カレンダー

利用案内 <http://izumi21.net/> 営業時間 12:45～20:00

〔水泳教室受講手続き〕
教室の受講料と印鑑をご持参の上、
温水プール受付まで。

※詳しくは、問合先までご連絡ください。

水泳教室生徒大募集!! 定員になる前に来てネ!

日	月	火	水	木	金	土
					1 教室日	2 教室日
3	4	5 休館日	6 教室日	7	8 教室日	9 教室日
10	11	12 休館日	13 教室日	14	15 教室日	16 教室日
17	18	19 休館日	20 教室日	21	22 教室日	23 教室日
24	25	26 休館日	27 教室日	28	29	30

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4 教室日	5	6 教室日	7 教室日
8	9	10	11 教室日	12	13 教室日	14 教室日
15	16	17	18 教室日	19	20 教室日	21 教室日
22	23	24	25 教室日	26	27 教室日	28 教室日
29	30	31				

ジュニアスイミング教室 [4歳から小学生まで] ◎受講料:4,000円

水なれから始まり、クロール・背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライに加え個人メドレーが泳げるように指導します。年間を通じて水泳により病気にかけにくい健康な体づくりと、子どもの限らない可能性を引き出すことを目標とします。

◎各教室とも月4回で、受講料は1ヶ月分です。 ◎受講料:4,000円

曜日・時間	対象	募集
水曜日 午後5時～6時	4歳～未就学児	5名
水曜日 午後6時～7時	小学5～6年生	5名(条件付き)
金曜日 午後5時～6時	小学1～2年生	予約
金曜日 午後6時～7時	小学3～4年生	予約
土曜日 午後3時～4時	4歳～未就学児	2名
土曜日 午後4時～5時	小学1～2年生	2名
土曜日 午後5時～6時	小学3～4年生	予約
土曜日 午後6時～7時	小学5～6年生	3名(条件付き)

長期アルバイト募集!! 数名

プールコーチ・監視員

※主な仕事内容は、その場の安全確認を常に行うという仕事になります。その他、簡単な清掃・片付けなど。

◎資格 18歳(高卒以上)～
1)13:00～22:00 2)17:00～22:00 3)13:00～18:00

◎時間 シフト制 **平日のみ、土日のみ** など応相談!!

◎時給 820円～

◎休日 火曜日(7・8月は除く)

◎その他 ユニホーム貸与、交通費支給(当社規定)、マイカー通勤可

まずはお気軽にお電話ください。

香良の湯

広いお風呂でのんびり入浴
心も体もしっかり温まり
休憩所でゆっくり

利用料1回につき
◎大人250円(中学生以上)
◎小人150円(小学生)

※身体障害者手帳をお持ちの方は
各利用料が割引となります。

シルバーデー(毎週金曜日)
※甲良町にお住まいの65歳以上
の方は無料となります。

【問合先】 温水プール・香良の湯 ☎ 38-5155 ※温水プール・香良の湯の施設には、エレベーター
はございません。階段でのご利用となります。

道の駅 せせらぎの里こうら



<営業日> 年中無休
(※12月31日～1月3日までは休み)

<営業時間> 9:00～18:00
※1月9:00～17:00

<電話番号> 38-2744

人権なんでも相談日

6月1日(金)・7月2日(月)
13:30～15:30
保健福祉センター2階 相談室



2018年8月9日(土) 開演14:30 開演15:00
グランドホール 好評発売中!

ひこね市文化プラザ オススメイベント情報

劇団四季ファミリーミュージカル **魔法をすてたマジョリン**

今年度の劇団四季は、親子で楽しめるミュージカルです。主人公の魔女・マジョリンが人間と出会い、思いやりの心や「ありがとう」の気持ちを学んでいく物語。夏休みの思い出に家族そろってお越しください!

※3歳以上有料。3歳未満は入場いただけません。託児サービス(有料/要予約)

電話予約 問合せ **ひこね市文化プラザチケットセンター ☎0749-27-5200** 9:00～19:00

〒522-0055 彦根市野洲西187-4 毎月1回休館(月曜が祝日の場合翌日休館) ひこね市文化プラザ 【検索】ホームページで24時間いつでもチケットが購入できます。



図書館に行こう♪

ご存知でしたか? 6月16日は「和菓子の日」。
今から1100年以上も前の西暦848年6月16日に、
お菓子やお餅などを神様にお供えし、健康招福を願ったのが始まりだそう。
そんな歴史ある和菓子を、ぜひお楽しみください。



『ニッポンの和菓子』
《樫出版社》

日本人の繊細な感性が生み出す和菓子は、その背景を知ればより美味しく食べられる。新しい和菓子の流れから、老舗が老舗たるゆえん、和菓子の基礎知識、全国の銘菓まで幅広く紹介する。



『抹茶の和みおやつ』
林 幸子/監修 《日東書院本社》

抹茶ラテ、抹茶ティラミス、抹茶くるみ餅、抹茶ピラフ…。和菓子はもちろろん、洋菓子、ドリンク、軽食まで、香味豊かな抹茶を使った和みレシピを紹介し、抹茶の基礎知識や点て方も掲載。



『手づくりで贈るほめられ和菓子』
宇佐美 桂子/著 《世界文化社》

みずみずしい木の葉を添えた餅菓子、洋のニュアンスも取り入れた焼き菓子・蒸し菓子、カップ入りの和のデザート…。手づくりの贈りものとして喜ばれる和の菓子を一冊にまとめる。初心者でも作り方の手順がわかるプロセス写真が満載。



『いつものキッチン道具でつくるかわいい和菓子』
金塚 晴子/著 《扶桑社》

桜もち、どら焼き、みたらしだんご、黄身しぐれ、栗まんじゅう…。片手鍋やフライパン、耐熱ボウル、蒸し器といった身近なキッチン道具でできる和菓子の作り方を紹介します。

6月	日	月	火	水	木	金	土
							1 2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
7月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				…休館日

【開館時間】 水～金 10:00～18:00
土・日 10:00～17:00



『笑顔こぼれるデコ和菓子』
鳥居 満智栄/著 《淡交社》

マトリョーシカ、クリスマスリース、春の花、コスモス…。従来の和菓子とは全く違ったデザイン、発想で生まれた「デコ和菓子」を提案するレシピ集。デコレーション和菓子の基本テクニックや材料・道具なども掲載する。



『江戸時代から続く老舗の和菓子屋』
山本 博文/監修 《双葉社》

江戸時代から続く全国の老舗和菓子屋とその代表的な銘菓を、歴史やエピソード、写真、お取り寄せ先情報とともに紹介する。和菓子を通してひととく江戸期の暮らし、和菓子の成り立ちとあゆみなども収録。



『和菓子のアン』
坂木 司/著 《光文社》

デパ地下の和菓子屋で働きはじめた梅本杏子、通称アンちゃん。個性的な同僚と、遊び心に満ちた和菓子に囲まれた、忙しい日々がはじまります。そんな中、謎めいたお客さんたちの行動の真相とは?



『福を招くお守り菓子』
溝口 政子/著 《講談社》

祝う、占う、厄を祓う!各地の年中行事や習俗と結びつき、昔から大事にされてきた、素朴でかわいい『お守り菓子』を、図版や写真とともに紹介する。行事と菓子カレンダーなども収録。

6月の催し物 *図書館の行事は全て無料です。

9日(土) 11:00～
おはなし会
15日(金) 11:00～
びよびよひよこのおはなしかい 0・1・2歳児向けのおはなし
24日(日) 14:00～
子ども映画会 『リロアンドスティッチ②』(68分)

☆☆ 6月の展示 ☆☆
身近な化石写真展

6月1日から6月30日までの1ヶ月間、「身近な化石写真展」と題して多賀、土山など滋賀県内の化石の写真展を開催します。ぜひご覧下さい。

健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

6月後半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
1歳6か月健診	19日(火)	13:00～13:30	H28年10月・11月生まれの児 前回受けられていない児	母子健康手帳・質問票 すこやか親子アンケート 歯ブラシ・コップ
乳児健診4か月	20日(水)	13:30～13:40	H30年2月生まれの児 前回受けられていない児	母子健康手帳・質問票 すこやか親子アンケート
乳児健診10か月	20日(水)	13:00～13:10	H30年8月生まれの児 前回受けられていない児	母子健康手帳・質問票 写真(広報への掲載希望者)
こころの健康相談	21日(木)	9:30～11:00	こころの健康状態に不安をお持ちの方 (予約制)保健師が対応します。	特になし
中期離乳食教室	26日(火)	9:30～10:00	H29年10月・11月生まれの児	母子健康手帳・質問票

7月前半分 (会場：保健福祉センター)

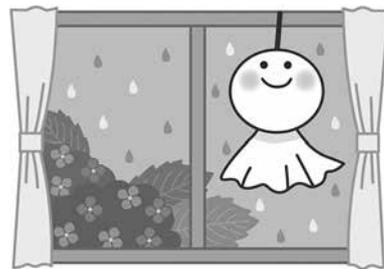
事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
すこやか相談	2日(月)	9:30～11:00	子どもの健康、食生活、予防接種等に関する相談を行います。	母子健康手帳
こころの健康相談	6日(金)	13:30～15:00	こころの健康状態に不安をお持ちの方 (予約制)保健師が対応します。	特になし
2歳6か月健診	12日(水)	9:30～10:00	H27年11月・12月生まれの児 前回受けられていない児	母子健康手帳・質問票 歯ブラシ・コップ

【問合先】 保健福祉課 ☎ 38-3314 / 38-5151

ひとのうごき

< >内は前月との比較
H30.5.1 現在

	総人口		0～15歳未満	15歳以上 ～65歳未満	65歳以上
男	3,429	<-4>	455	2,025	949
女	3,657	<-1>	409	1,953	1,295
合計	⑥ 7,086	<-5>	864	3,978	④ 2,244
世帯数	2,593	<+2>	④÷⑥=高齢化率 31.67% 高齢化率とは65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。		



お詫びと訂正

4月臨時号で掲載しました平成30年度予算の記事中、予算規模を示す円グラフの総額に誤りがありました。お詫びと訂正をいたします。 (誤) 39億890万円 → (正) 39億8900万円

2018年(平成30年)6月号
通巻第473号発行/甲良町企画監理課
〒522-0244滋賀県犬上郡甲良町大字在土353番地1
TEL.0749-38-5061
FAX.0749-38-5072
E-mail:kikaku@town.koura.lg.jp

滋賀県内の消費生活相談窓口

消費生活相談窓口では、納得できない請求や買物、契約のトラブル、製品事故や多重債務などのご相談をお受けします。
お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

全国共通ダイヤル 消費者ホットライン
☎ 188 いやや(188)!泣き寝入り!!

最寄りの市町の相談窓口や滋賀県消費生活センターにつながります。通話は有料です。